

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案要綱

第一 公職選挙法の一部改正

一 都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善

1 日本国民たる年齢満十八年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、第九条第二項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとする。 (第九条第三項関係)

2 1により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合には、選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならぬものとする。 (第四十四条第三項関係)

二 選挙人名簿の登録制度等の見直し

1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方公共団体の休日に当たする場合（登録月の一日が選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にある場合を除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。）に選挙人名簿に登録しなければならないものとする。こと。（第二十二條第一項關係）

2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧制度を廃止すること。（第二十三條及び第三十條の七關係）

3 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができるものとする。こと。

（第二十四條第一項關係）

(一) 第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録（登録月の一日が選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にある場合を除く。） 当該登録が行われた日の翌日から五日間

(二) 第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録（登録月の一日が選挙の期日の公示又は告示の

日から当該選挙の期日の前々日までの間にある場合に限る。）及び同条第三項の規定による選挙人名簿の登録 当該登録が行われた日の翌日

4 選挙人は、在外選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、当該登録に関する処分の直後に到来する次に掲げる期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができるものとする。こと。（第三十条の八第一項関係）

(一) 第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日から五日間

(二) 衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日

三 在外選挙人名簿の登録制度の見直し

1 在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うこと）をいう。以下同じ。）は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民で最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、当該市町村の選挙管理委員会に2の申請がされ、かつ、国外に住所を有するものについて行うものとする。こと。（第三十条の四第二項関係）

係)

2 年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、転出の予定年月日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができるものとする。 （第三十条の五第四項関係）

3 市町村の選挙管理委員会は、2の申請があつた場合には、政令で定めるところにより、外務大臣に對し、当該申請をした者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。）の国外における住所に関する意見を求めなければならないものとし、外務大臣は、市町村の選挙管理委員会から当該申請をした者の国外における住所に関する意見を求められたときは、政令で定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に對し、当該申請をした者の国外における住所に関する意見を述べなければならない

いものとする。 (第三十条の五第五項及び第六項関係)

4 市町村の選挙管理委員会は、2の申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならないものとし、当該在外選挙人名簿への登録の移転をしたときは、在外選挙人名簿に関する事務について2の申請をした者の住所を管轄する領事官を経由して、当該申請をした者に、在外選挙人証を交付しなければならないものとする。 (第三十条の六第二項及び第五項関係)

四 その他事項

期日前投票を行うことができる事由に、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であることとを加えること。 (第四十八条の二第一項関係)

第二 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正

一 審査予定裁判官の通知

1 中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に

通知しなければならないものとする。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならないものとする。 (第四条の二第一項関係)

2 1又は2の通知をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならないものとする。 (第四条の二第二項関係)

3 1又は2の通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかがその官を失い、又は死亡した場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。 (第四条の二第三項関係)

二 審査に付される裁判官の告示

1 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日及び審査に付される裁判官

の氏名を官報で告示しなければならないものとする。 (第五条第一項関係)

2 審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、裁判官の氏名の告示順序は、一1又は一2の通知の順序によるものとする。 (第五条第二項及び第四項関係)

3 一1又は一2の通知によりその氏名を通知された裁判官のいずれかが、当該通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかった場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、一1又は一2の通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかった者を除いた順序によるものとする。 (第五条第三項及び第五項関係)

三 投票用紙の調製等

1 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として一1又は一2の通知によりその氏名を通知された裁判官の氏名を当該通知の順序により、印刷するものとする。 (第十四条関係)

2 一1により調製された投票用紙は、一1又は一2の通知によりその氏名を通知された裁判官が審査に

付される裁判官とならなかった場合においても、そのまま用いるものとする。 (第十四条の二第二項及び第二項関係)

一 項及び第二項関係)

3 2の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、1により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなった者がある旨の掲示をしなければならないものとする。 (第十四条の二第三項関係)

四 審査の期日前投票の時及び場所

審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に行うものとする。ただし、審査の告示の日が1又は12の通知をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うものとする。 (第十六条の二第一項関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定め

る日から、第一の三については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 第一の一及び四による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用するものとする。 (附則第二条第一項関係)

三 第二による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、第二の施行の日以後その期日を告示される審査について適用するものとする。 (附則第二条第十項関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。